

市川市小規模保育事業認可に係る審査基準

(趣旨)

第一条 この基準は、市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市川市条例第13号。以下「基準条例」という。）に基づく小規模保育事業（A型及びB型に限る。以下「小規模保育事業」という。）に係る児童福祉法第34条の15第2項の認可を判断するために必要な基準を定めるものである。

(基準の遵守)

第二条 小規模保育事業を行う者（以下「事業者」という。）及び小規模保育事業を行う事業所（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、基準条例、市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市川市条例第14号）及びその他関係法令に定める基準を遵守すること。

(事業者)

第三条 事業者は社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者であるか、または当該認可事業を開始する日までに法人格を有することができると見込まれる者であること。

2 事業者が社会福祉法人または学校法人以外である場合は、以下の各号のいずれにも該当すること。

①事業所の年間事業費の6分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により保有する等、経営するために必要な経済的基盤があること。

②経営者（事業者が法人である場合は当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

③経営者または実務を担当する幹部職員について、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、または(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に定める特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）、特定地域型保育事業所（同法第29条第3項に定める特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）または保育所以外の児童福祉施設において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、または意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

3 事業者及び経営者が社会福祉法及び児童福祉法に基づく事業の停止等を命じられたことがある者、社会福祉法、児童福祉法、建築基準法、消防法または地方公共団体が定める条例、基準または要綱、その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令」という。）に基づく報告、質問、立入検査または調査等（以下「監査」という。）の

結果、監査実施機関から受けた指示、勧告または命令等に従わなかったことがある者、関係法令に基づく報告徴収に対して虚偽の報告等を行ったことがある者等、小規模保育事業の経営に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る理由がある者でないこと。

- 4 事業者や経営者が市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条に定める暴力団、暴力団員または暴力団員等と関与している者でないこと。
- 5 事業者が政治的な目的により設立された法人でないこと。
- 6 事業者の直近の会計年度における全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していない等、事業所の安定的な運営に支障が生じる恐れがあると認められない財務内容であること。
- 7 事業者の代表者が禁固以上の刑に処せられた者である場合は、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過する者であること。
- 8 事業者の代表者が成年被後見人または被保佐人でないこと。
- 9 事業者及び事業者の代表者に国税及び地方税の滞納がないこと。

（事業所の位置）

第四条 事業所の位置の妥当性判断にあたっては、市川市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）を基本に、事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市が定めた教育・保育提供区域）に所在する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における直近の利用児童数及び待機児童数等を併せて勘案した上で、児童福祉法第34条の15第5項の定めに基づき行うものであること。

- 2 保護者の自動車及び自転車による乳幼児の送迎について、自動車の駐停車及び自転車の駐輪等の配慮がなされていること。

（事業所の土地及び建物）

第五条 土地及び建物の貸与を受けて事業所を設置する場合は、原則として地上権または賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合など安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権または賃借権の登記を行わなくても差し支えないこと。

①土地または建物の賃貸借契約期間が10年以上とされている場合

②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、または地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

- 2 土地または建物の貸与を受けて事業所を設置する場合の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- 3 社会福祉法人または学校法人以外の者が土地または建物の貸与を受けて事業所を設置する場合、当面の賃借料の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と300万円（1年間の賃借料が300万円を超える場合には当該1年間の賃借料

の相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態により保有していること。

- 4 事業所の建築物が建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。ただし、検査済証の交付を受けていない建築物であって、建築基準法適合状況調査等により建築基準法及び建築基準法関係法令に適合していることが保証されたもの又は当該調査等を受けてこれらの法令に適合するよう是正が行われたものにあつては、この限りでない。
- 5 旧耐震基準により建築された既存建築物を利用する場合は、当該建築物が、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊や崩壊の危険性が高い数値でない建築物であること。
- 6 既存の建築物を改修して事業所を設置する場合は、当該建築物が建築基準法に基づく用途を「特殊建築物(保育所)」に変更できる建築物であるとともに、速やかに当該用途に変更する手続を行うこと。ただし、設置する事業所の延床面積が200㎡以下の場合は、建築士が保証する方法により特殊建築物(保育所)の用途に適合している旨を明らかにすること。
- 7 保育室等を2階に設ける場合に必要な基準条例第29条第7号イに定める待避上有効なバルコニーについては、次の要件を満たす構造であること。
 - ①バルコニーの床は準耐火構造であること。
 - ②バルコニーは十分に外気に開放していること。
 - ③バルコニーの待避に利用する部分から概ね2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造であり、開口部がある場合は防火設備であること。
 - ④バルコニーは、幅員概ね3.5m以上の道路または空き地に面している等、救助に支障のない位置にあること。
 - ⑤バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね8分の1以上であること。
- 8 保育室等を2階以上に設ける場合に必要な基準条例第29条第7号イに定める屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、傾斜、踊場、手すり及び地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故が生じないよう安全確保に十分留意された構造であること。
- 9 保育室等を3階以上に設ける場合に必要な基準条例第29条第7号イに定める施設または設備の同号ウに定める保育室等からの歩行距離については、保育室等の最も遠い部分から測定した距離であること。
- 10 保育室等を複数階に亘り設ける場合の基準は、当該事業所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。
- 11 人工地盤及び立体的遊歩道が、事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第13条第1号に定める避難階をいう。以下同じ。)と認められる場合は、基準条例第29条の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。ただし、建築主事との連携を要する。

1 2 原則として、事業所の土地及び建物には抵当権等の制限物権がついていないこと。

1 3 建築基準法及び消防法その他関係法令に適合すること。

(保育室等)

第六条 基準条例第 2 9 条第 5 号で定める必要面積は、有効内法面積で確保すること。

2 前項の必要面積に固定式・大型の家具の設置面積は含めないこと。

3 保育室等に火気を使用する設備または器具が設けられている場合は、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるとともに、軽便消火器具を設置すること。

4 乳児室、ほふく室及び保育室が同室の場合は、転倒防止措置を施したパーティション等により区画すること。

5 乳児用の沐浴設備を設置すること。

6 便所には、2 歳未満児及び 2 歳以上児それぞれが使用可能な便器及び手洗い設備を設置すること。また、汚物処理設備を設置すること。

(調理室・調理設備)

第七条 保育室と区画された調理室（調理設備及び基準条例第 1 1 条の定めにより調理室を事業所と併せて設置する他の社会福祉施設等の設備に兼ねる場合の当該設備を含む。以下同じ。）を設置し、定員分の給食を供給するために必要な広さ及び設備を備えること。また、調理室または基準条例第 1 7 条の定めにより加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置する室内に手洗い設備を設けること。

2 食材の搬入、検収、下処理及び保管に当たっては、食中毒の発生を防止するよう設備上の配慮をすること。

3 その他、食中毒の発生を防止するため、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成 9 年 3 月 3 1 日社援施第 6 5 号）の別添である「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を参考に食材管理、2 次汚染防止措置、施設設備管理及び調理従事者等の衛生管理等を実施すること。

4 「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」（平成 8 年 7 月 2 5 日社援施第 1 1 7 号）の例により、保存食を－2 0 度以下で 2 週間以上保存できる設備を備えること。

5 基準条例第 2 9 条第 7 号エの定めについては、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日雇児発第 1 2 2 5 0 0 8 号）第 2 3 (3)を準用するよう努めること。

6 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 1 0

年 2 月 1 8 日児発第 8 6 号) を準用すること。

(屋外遊戯場)

第八条 基準条例第 2 9 条第 5 号に定める屋外遊戯場の面積は、幼児が実際に遊戯できる部分の面積とすること。

2 屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、次の要件を満たすこと。

- ① 保育所保育指針に準じて行う保育内容の指導が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ② 当該建物が耐火建築物であり、かつ、職員及び消防隊等による救助に支障のない階数の屋上であること。
- ③ 屋上から地上または避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- ④ 屋上への出入口の扉は特定防火設備に該当する防火扉であること。
- ⑤ 乳幼児の転落防止及び遊具等の落下防止措置を講じていること。
- ⑥ 屋内と同様の機能を有する警報設備が設置されていること。

3 屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、屋上施設として便所及び水飲み場等を設けるよう努めること。

4 屋外遊戯場に代わるべき場所を指定する場合は、次の要件を満たすこと。

- ① 当該場所の使用について予め所有者の承諾を得ること。
- ② 移動に当たって幼児の安全が確保できること。

5 屋外遊戯場に代わるべき場所を指定する場合は、原則として事業所から歩行距離概ね 3 0 0 m 以内であること。また、便所、手洗場及び水飲み場等が設けられている場所を指定するよう努めること。

(その他の設備)

第九条 静養できる機能(ベビーベッド等の設置)を有し、医薬品等を常備する医務室または事務室等の一部をカーテン等で区画する医務スペースを設置すること。

2 午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納場所を確保すること。

3 事務室及び職員の休憩室を設置すること。

4 職員専用の便所を設置すること。独立して設置できない場合は、幼児用便所に併設の上、大人用の便器を設置すること。

(施設名称)

第十条 事業所の名称は、市内及び隣接する市区の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に同一の名称がないこと。

2 市内の認可外保育施設に同一の名称がないこと。

3 市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に保護者等が混乱するような紛らわしい名称の施設がないこと。

(管理者)

第十一条 事業所に管理者を置くこと。ただし、建物及びその附属設備が連携施設（ただし、事業所の事業者が設置運営する施設に限る。）と一体的に設置されている事業所についてはその限りではない。

2 管理者は、以下の要件を満たす者であること。

- ①児童福祉事業に2年以上従事した者、またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- ②常勤（無期または1年以上の雇用契約を有する者であって事業所の就業規則で定めた勤務時間（ただし、1日6時間以上かつ月20日以上である場合に限る。）を勤務する者をいう。以下同じ。）であり、実際にその事業所の運営管理業務に専従していること。
- ③有給であること。
- ④小規模保育事業所A型においては基準条例第30条、小規模保育事業所B型においては基準条例第32条に定める保育士等の配置基準、及びその他の事業の実施に要する保育士等とは別途配置されること。

（保育士等）

第十二条 基準条例第30条に定める保育士数及び同第32条に定める保育従事者数（以下、本条において「保育士等定数」という。）の算定は、以下の各号の定めによること。

①保育士等定数は次の算式により算出すること。

$$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6)$$

$$+ (3 \text{歳児数} \times 1/20) + (4 \text{歳以上児数} \times 1/30) + 1$$

年齢区分別にそれぞれ小数点第2位以下を切り捨て、合算した値の小数点第1位を四捨五入すること。

②前号に定める算式に掲げる年齢区分ごとの乳幼児の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とすること。

③管理者及びその他の事業の実施に要する保育士（小規模保育事業B型にあつては基準条例第32条に定める保育従事者。以下、「保育士等」という。）を含めないこと。

2 前項にかかわらず、管理者及びその他の事業の実施に要する保育士等を除く保育士等の数は、次の算式により算出される数以上の人数とするよう努めること。

$$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \text{歳児数} \times 1/6) + (2 \text{歳児数} \times 1/6) + 1$$

年齢区分別にそれぞれ小数点第1位を切り上げること。

3歳以上児が在籍している場合は、上記の算式にさらに1人を加えること。

3 小規模保育事業B型の事業所にあつては、各組またはグループ等ごとに配置する保育士等のうち1人以上を保育士とすること。

4 以下の(ア)または(イ)の要件のいずれにも該当しない者（以下、本条において「短時間勤務者」という。）については、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合に限り、保育士等定数の一部に含めることができること。

(ア)当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者

(イ)(ア)以外の者であつて、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

①常勤の保育士等が各組またはグループ等に1人以上配置されていること。ただし、

乳児が含まれる各組またはグループ等であって第1項の定めにより算出される保育士等の数から1人を差し引いた数が2人以上の場合は2人以上配置されていること。

- ②常勤の保育士等に代えて配置する短時間勤務者の勤務時間数の合計が、常勤を配置する場合の勤務時間数を上回ること。
- ③本来配置すべき常勤の保育士等の始業時刻から終業時刻までのすべての時間帯において、当該常勤の保育士等に代えて配置する短時間勤務者のうち1人以上が配置されていること。

- 5 短時間勤務者を保育士等定数に含める場合は、次の算式により常勤職員数に換算できること。

短時間勤務者の1ヵ月の勤務時間数の合計
÷事業所の就業規則で定めた常勤職員の1月の勤務時間数
算出した値の小数点第1位を四捨五入すること。

- 6 小規模保育事業B型の事業所にあつては、保育従事者に占める保育士数の割合を向上させること。併せて、小規模保育事業A型への移行を図るよう努めること。

(調理員)

第十三条 常勤の調理員を1人以上配置すること（ただし、基準条例第30条の定めにより調理員を配置しない場合を除く。以下第2号から第4号まで同じ）。

- 2 前項のほか、非常勤（1年未満の雇用契約を有する者か、または事業所の就業規則で定めた勤務時間（ただし、1日6時間以上かつ月20日以上である場合に限る。）を下回る者をいう。以下同じ。）の調理員を1人以上配置するよう努めること。

- 3 調理員のうち1人以上は、栄養士免許を有する者とするよう努めること。

- 4 調理員の配置に当たっては、調理員の休暇等によって欠員が生じ、給食の提供ができなくなることをないように十分に配慮すること。

- 5 調理業務のすべてを委託する場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質を確保すること。その他、調理業務のすべてを委託する場合の調理業務及び委託行為等については、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）を準用すること。

(事務職員)

第十四条 事務職員を、常勤または非常勤として1人配置すること。ただし、管理者等が事務を兼務するか、または業務委託するときはこの限りでない。

- 2 前項ただし書きの場合、事務を兼務する保育士等の職員に業務が集中することのないよう配慮すること。

(嘱託医)

第十五条 基準条例第30条及び第32条に定める嘱託医は、小児科医または内科医及び歯科医とする。

2 事業者は各医師と書面により契約等を締結すること。

(連携施設)

第十六条 基準条例第7条第1項第3号に定める事項に係る連携協力を行う施設は、以下の各号に定める事項を満たす施設であること。

- ①事業所の利用者の利便を十分に考慮した場所に所在していること。
- ②事業所の卒園児の受入枠が確保できること。
- ③事業所と同じかそれ以上の開設時間及び開設日を設定していること。

(苦情処理)

第十七条 苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者を設置し、苦情解決の仕組みを整備すること。

附 則

この基準は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月30日から施行する。